# 平城第370次調査　平城宮朝集殿院の調査

独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所　平城宮跡発掘調査部

## 1．朝集殿院におけるこれまでの調査

平城宮の平面構成は、大きくまつりの区画に分かれています（図1図）。このうち、朱雀門北端の第一次大極殿などが位置する地域を「中央区」、内裏や第二次大極殿などが位置する地域を「東区」と呼んでいます。今回、発掘調査をおこなっている「朝集殿院」は東区の最南に位置しており、儀式や朝政の際に官人が集合し、待機する場所だったと考えられています。

朝集殿院における過去の調査としては、東朝集殿の基壇および朝集廊跡の東端部を検出した第46次調査（1960年）に始まり、朝集殿院の北辺部における状況を明らかにした第345・347次調査（1994年）、朝集殿院の東門を検出した第350次調査（2002年）、そして朝集殿院の東南隅の状況を明らかにした第360・365次調査（2003年）があげられます（図2図）。

これらの調査成果から、奈良時代前半の朝集殿院は限定的部分で検出され、その東西幅は北方の重圏型宮殿よりも広かったことが分かりました。奈良時代後半になると、朝集殿院が東南隅に設置され、東西幅も重圏型宮殿と同じ幅になります。以後の内裏には重圏に1棟ずつ朝集殿が建てられており、これは系譜をともなう強い規格だったことが明らかになっています。なお、このうち東朝集殿（図3図）は伊勢殿今の調査として移築されたと伝えられています。

## 2．今回の調査の経緯

これまでの調査はおもに朝集殿の範囲や朝集殿の構造を明らかにするためにおこなわれてきましたが、朝集殿院の手前の広場部分の状況は不明のままでした。そこで今回の調査では広場部分の構造を明らかにするために、東西31m×南北19m、面積589㎡の調査区を設定して、調査を開始しました。この調査区を「西調査区」と呼ぶことにします。

今回の調査ではもう1か所、東朝集殿の内庭部分で東西25m×南北13m、面積275㎡の調査区を設定しました。これを「東調査区」と呼ぶことにします。この調査区を設定した目的は、東朝集殿の空間構成を明らかにするためです。というのも、朝集殿院北方の東区朝堂院では、奈良時代前半に基壇をともなう新立掘建物が南面として建てられ、奈良時代

幅平になると基幹を存りかえた上で建物は廃棄されることが判明しかになっています（図8図）。また、先に述べたように前期遺構の延長も改良時代前半と強平で埋めを大きく変えています。そのため、東側遺構も改築された可能性があります。この問題に対して何らかの情報を得ることも、今回の調査の目的です。

これらの調査は2004年4月1日より実施し、現在も継続中です。

## 3．発掘調査の成果

### ①伝鳥居院中央部の調査：西調査区

この調査区は東西の伝鳥居の東門中軸線上、第104次調査で確認された伝鳥居院南門の南北中軸線が交差するため、すなわち伝鳥居院の中央部に位置しています。調査の結果、南北方向の道路の痕跡と、その西側（西側溝）に設けられた区画を構成することができました。

検出された西側溝から推定される道路幅は約10m で、第104次調査の成果もあわせると、伝鳥居院東門から伝鳥居院南門へと南北に続いていることが明らかとなりました。なお、今回の調査範囲では東西方向の道路痕跡のような遺構はなく、東西の伝鳥居へと続く道路の有無は確認できていません。

そしてこの南北道路の西側の内側に、掘建柱建物、掘立柱塀の遺構が検出されました。このような状況は前期遺構南門や後期遺構南門、そして伝鳥居院南門の配置計画でも確認されています。これらの門は単独で一門に設けられているのではなく、複数門での出入口を設けて使っていたようです。また、東西の区画は数回にわたって拡張されており、遺構の中軸を揃えて広範囲に設けていたようです。なお、すべての門が同一時期に存在していたかどうかは明らかではなく、伝鳥居院南門と東門は同じ時期に建設されていますので、今回の門も、異なる時期に関する門のまとまりが、あいで配置を変えながら設けられていた状況を示している可能性が考えられます。

さて、これらの門柱の性格についてですが、遺構の状況からは簡単な柵がったとは考えられません。平安時代にまとめられた『延喜式』などの記録によれば、応天門焼失前の姿を伝える後式門などの例に、宮殿門から朝堂門に至るまでの各所に扉を立てる規定がみえます（図遺構配置図）。このことから、今回の調査で検出された柱穴列も開札等の開門を立てていた施設と推定され、平安宮と同様の後式が平城宮でもおこなわれていたと考えられるでしょう。

### ②南朝遺構の調査：南調査区

南調査区では、できるだけ南朝遺構の遺構を傷つけない調査のもと、基準の異なりの区画と調査区の発見時で調査を進めました。その結果、遺構の保存をはかるため、部分的に存続する状況

を１基掘削しましたが、墓物の様式とは考えにくく、時代を含めてその性格はよくわかりませんでした。また、調査区の東北隅でもまとまった遺構は検出できませんでした。

このように、今回の調査周辺の中では最後の丁寧において、少なくとも縄文時代の竪穴住居と竪穴状遺構が近接して位置に建立住居跡がないことが明らかになりました。このことから、以下のような仮説ケースの検証が想定されます。

１：縄文遺物より小規模の建立住居跡が、墓域下層に存在する。

　　→　東京都調査では、下層の建立住居跡は上層の縄文遺物より規模が小さいことがわかっています。そして、今回の調査範囲で検出が確認できなかったことから、調査のおよばなかった墓域中央部の下層に縄文時代遺物が存在している可能性があります。

２：縄文遺物より更に位置をずらして存在している

　　→　弥生時代後半の墓域範囲は、弥生時代後半より拡張が広いため、それに伴って新たに建立住居跡も、今や両者が近接している可能性があります。ただし、隣接調査である建立住居との関係を考慮に入れた場合、新たな建立住居の場合は縄文遺物よりも小規模であった可能性があると考えられます。

３：上層の建立住居跡には存在しない

　　→　この場合、墓域範囲は弥生時代初期の時点を起点、一貫して縄文遺物であったのか、あるいは弥生時代後期に墓域範囲は広げられておらず、弥生時代末期の東北地方の変遷に合わせて、新たに縄文遺物の墓域範囲を設定したのか、という点が問題になってきます。

この３つの案のうち、どれが妥当であるかは今後の調査の成果に委ねられますが、今回の調査成果はこれからの調査方針に対して、３つの指針を示すことができたといえます。

このほか、遺場上では縄文遺物の埋めの際え行い跡あるいは跡を残す場合と考えられる遺構を１ヶ所で、縄文遺物にともなう土器片を１ヶ所で確認しています。

## ４．まとめ

今回の調査の成果をまとめると、次の３点になります。

①墓域周辺の中央部では地表に近じる遺跡の発掘を確認し、その遺跡の内部に眠る人間の埋葬が営んでいた状況を明らかにしました。

②東北隅調査区の遺構配置については、基盤の下層に縄文遺物を検出遺構・地区遺構の独立住居跡がないことを明らかにしました。

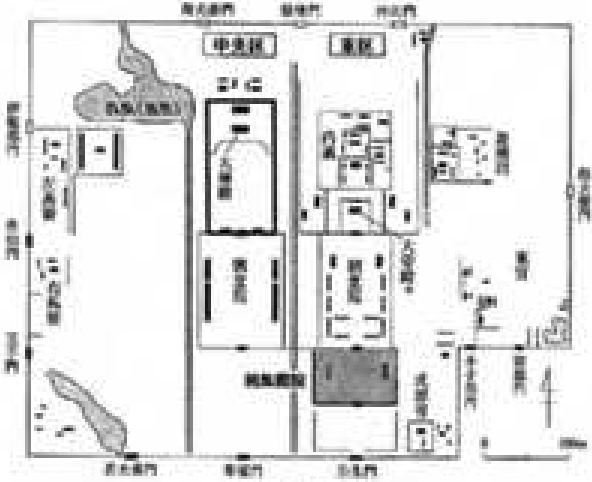


〔奈良時代後半〕

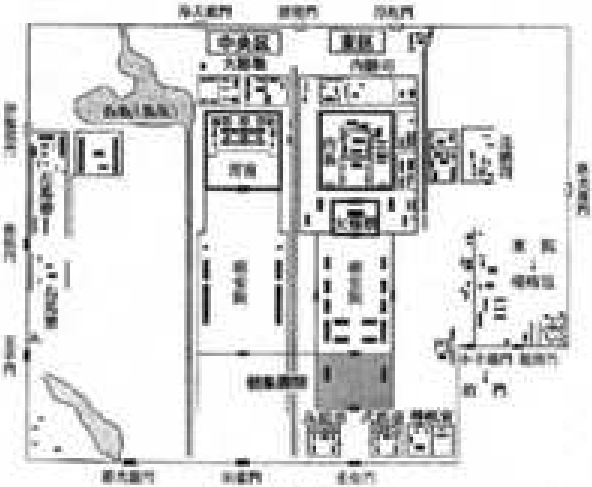


〔平安時代後半〕

第1図　平城京の概念

（藤原宮址2001『古代都市平城京の世界』　山川出版社、藤原京址一部改変）

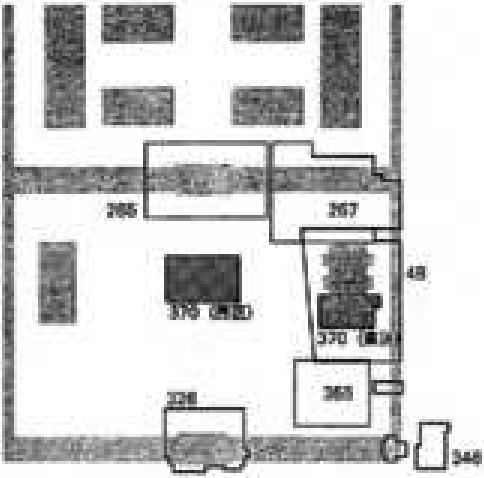


第2図　敷地段階におけるこれまでの調査

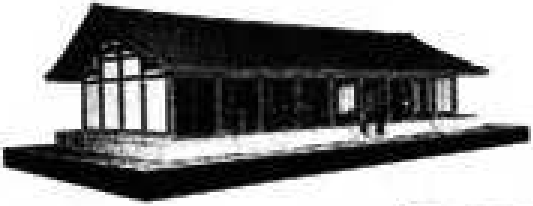

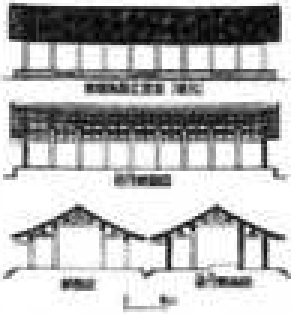

第3図　敷地条件の概念

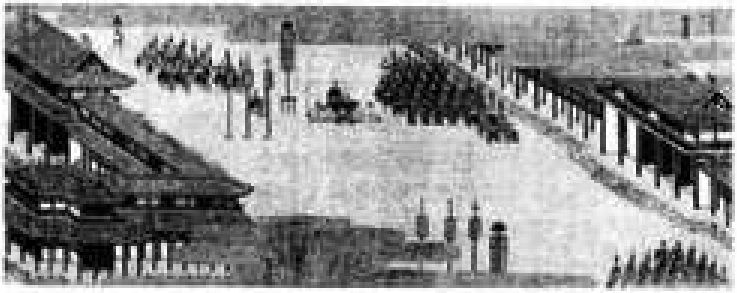

第4図　『大阪城図屏風』（関西学院大学図書館所蔵、江戸時代末期作）
（内閣府　1993　『幕末諸藩にみる武器・武具』図録より）

第5図　『大阪城図屏風』における櫓（「櫓」・「櫓」）の例

（関連史料）

『徳川実紀』巻四十六　北の丸門柵　大坂城

「大坂（元和・寛永の頃）の御城の小柵を造くるを例とし、

・・・書は敵以下を平み、会所門外左に柵を上、鉄砲薬箱一張、鉄砲弾箱二張、小横目八張、横目各一張、・・・」

＊「会所門」＝平城宮では朝堂院南面門に対応する。

『徳川』巻八　元和元年
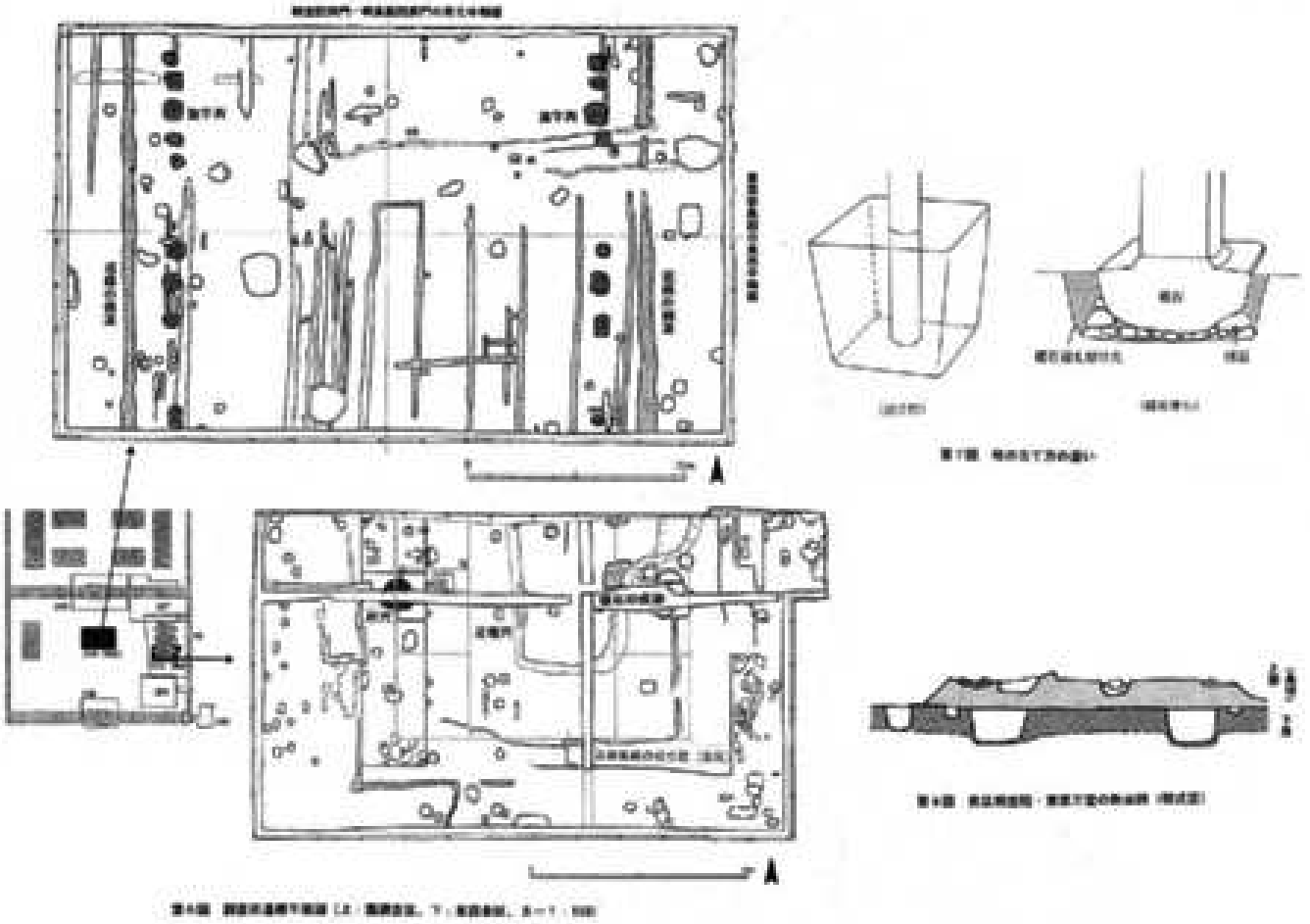
「・・・北会所門外は敵以下を平み、会所門外の左右に柵す、鉄砲薬箱一張、鉄砲十六人、鉄砲四人、鉄砲箱二張、小横目八張、横・横各一張、・・・」